事務連絡

令和６年６月１４日

各介護保険関係団体　御中

厚生労働省老健局総務課

公益通報者保護法第11条第１項及び第２項の規定による公益通報窓口設置等の周知について（依頼）

　平素より厚生労働行政に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

令和２年に改正された公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第11条第１項から第３項までの規定により、常時使用する労働者が300人を超える事業者は、内部公益通報に対応するための体制（以下「内部公益通報対応体制」という。）を整備する義務が、300人以下の事業者は、同努力義務が課せられています。

今般、消費者庁が実施した「民間事業者等における内部通報制度の実態調査」の結果（別添１）が公表され、介護を含む「医療・福祉」分野においては、義務対象の事業者であっても、他の業種と比較して内部通報制度の導入率が低いことが明らかとなりました（義務対象の事業者全体の導入率：91.5％、「医療・福祉」分野の義務対象の事業者の導入率：52.6％）。

こうした状況を踏まえ、下記のとおり内部公益通報対応体制の整備に関する留意点をお知らせしますので、貴会におかれましては、内容について御了知いただくとともに、会員各位に対し、積極的に周知いただきますようお願いいたします。

記

１　内部公益通報対応体制の整備義務の有無の基準となる「常時使用する労働者数」とは、パートタイマー等の臨時的労働者の数を含む、常態として使用する労働者の数をいいます。したがって、いわゆる常勤換算職員数ではなく実人員数に応じて整備義務が生じることに留意する必要があります。なお、労働者数は、事業所（施設）単位ではなく、事業者（事業主）単位で算出するものです。

２　内部公益通報対応体制の整備とは、部門横断的に内部公益通報を受け付ける窓口の設置、内部規程の策定等であり、具体的には、別添２の「公益通報者保護法第11条第１項及び第２項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（令和３年内閣府告示第118号）及び別添３の「公益通報者保護法に基づく指針（令和３年内閣府告示第118号）の解説」（令和３年10月13日消費者庁）に記載されています。

３　内部通報受付窓口は、複数の事業者が共同で外部（例えば、法律事務所や民間の専門機関）に委託すること、事業者団体や同業者組合等の関係事業者共通の内部公益通報受付窓口を設置して委託することも可能です。

４　公益通報者保護法に関する研修動画、内部規程サンプル、公益通報者保護制度の概要、Ｑ＆Ａ、経営者及び従業員向けの研修動画等が消費者庁のホームページに掲載されていますので、ご活用ください。

・公益通報者保護法に関する研修動画、内部規程サンプル：<https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whisleblower_protection_system/hajimete>

・公益通報者制度の概要：<https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whisleblower_protection_system/overview>

・Ｑ＆Ａ集：<https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whisleblower_protection_system/faq>

# ５　内部公益通報対応体制の整備に当たっての疑問点等については、消費者庁公益通報者保護制度相談ダイヤル(一元的相談窓口)に相談できます。

# 電話番号：03-3507-9262

# 受付時間：平日9:30～12:30、13:30～17:30

# （土日祝日及び年末年始を除く）

# <https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whisleblower_protection_system/contact>

（添付資料）

　別添１：「民間事業者等における内部通報制度の実態調査」（概要）

　別添２：「公益通報者保護法第11条第１項及び第２項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（令和３年内閣府告示第118号）

別添３：「公益通報者保護法に基づく指針（令和３年内閣府告示第118号の

解説」（令和３年10月13日消費者庁）